

定期健康診断結果報告書 記入例

【対象年】
報告対象の実施年を記入。「年度」で考えても「年」で考えてもどちらでも可。
(月～月分)には一定期間まとめて報告する場合の期間を記入。(報告 回目)には当該年において何回目の提出かを記入。対象の実施年を記入。

【(*)】
イ～カには以下の特定業務に常時従事する労働者数を記入。(例えば、警備業のような深夜帯に勤務があるような業種は又にも記入。残業で22時を超える場合はブログ記事を参照。)
「計」にはイ～カの合計を記入。
なお、以下の業務に常時従事する労働者については6ヶ月ごとに1回、定期健康診断を実施する必要があります。

- 特定業務一覧(労働安全衛生規則第13条第1項第2号)
- イ 高熱・暑熱業務
 - ロ 低温・寒冷業務
 - ハ 有害放射線業務
 - ニ 粉塵業務
 - ホ 異常気圧業務
 - ヘ 振動業務
 - ト 重量物取扱業務
 - チ 騒音業務
 - リ 坑内業務
 - ヌ 深夜業を含む業務
 - ル 水銀、砒素、糞りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ロ 鉛、水銀、クロム、砒素、糞りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二酸化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる業務
 - ワ 病原体汚染業務
 - カ その他厚生労働大臣が定める業務

【健康診断項目】
項目ごとの健康診断「実施者数」と「有所見者数」を記入。(弊社では「有所見者」とは、「要経過観察」を含む、それより判定が悪い場合としています。法的な定義や区分はありません。)実施の医療機関で算出してくれる場合があるので、まずは実施機関に確認。

【所見のあった者の人数】
健康診断項目の「有所見者数」に該当した人数を記入。1人が複数の項目において「有所見者」となっている場合、各項目の「有所見者数」の合計とは一致しない。

【医師の指示人数】
「所見のあった者の人数」のうち、「要精密検査」「要治療」など医師の指示があった者の人数を記入。「所見のあった者の人数」で数えた人と重なる人がいます。

【産業医】
選任している産業医の氏名・所属先とその所在地を記入し、押印をもらう。産業医本人の署名であれば、押印はなくても有効。

様式第6号(第42条関係)(表面) **定期健康診断結果報告書**

80311 労働保険番号

対象年: 7:平成 730 (7月～9月分) (報告1回目) 健診年月日: 7:平成 730 912

事業の種類: 日本標準産業分類の中分類から記入 事業場の名称: 株式会社〇〇〇 東京支社 (店舗名などもあれば記入)

事業場の所在地: 郵便番号() 電話()

健康診断実施機関の名称: 2箇所以上ある場合は、1箇所だけ記入し、「その他〇箇所」と記載するのでも可 在籍労働者数: 180

健康診断実施機関の所在地: 受診労働者数: 100

聴力検査(オーグメーターによる検査)(1000Hz)	実施者数	有所見者数	肝機能検査	実施者数	有所見者数
	100	1		100	9
聴力検査(オーグメーターによる検査)(4000Hz)	100	0	血中脂質検査	100	15
聴力検査(その他の方法による検査)			血糖検査	100	8
胸部エックス線検査	99	2	尿検査(糖)	99	2
喀痰検査			尿検査(蛋白)	99	3
血圧	100	11	心電図検査	100	3
黄血球検査	100	3			

所見のあった者の人数: 20 医師の指示人数: 10 歯科健診

氏名: 佐藤 一郎 産業保健サービス株式会社 東京都港区新橋三丁目9番10号

平成30年10月25日 三田 労働基準監督署長殿 株式会社〇〇〇 代表取締役 田中 太郎

受付印

※用紙の印刷に際しては、以下の注意点が挙げられています。

- ・用紙は、白色度80%以上のものであること
- ・Adobe Readerでpdf化したものを印刷すること
- ・拡大や縮小をして印刷しないこと
- ・印刷した用紙を、更にコピーして使用しないこと

※見本のため、青字で記入しています。実際に記入する際は必ず黒のボールペンでご記入ください。

※実施医療機関が健康診断結果報告書の見本を作成してくれる場合があります。※2部提出のため、すべて記入後、最下段に押印したらコピーを取りましょう。

【労働保険番号】
事業場の労働保険番号を記入。

【健診年月日】
期間内における最後の健診受診者の受診日を記入。

【在籍労働者数】
検査実施年月の末日現在の常時使用する労働者数を記入。(派遣社員は含めない。パート・アルバイトの人数はブログ記事を参照)

【受診労働者数】
健診年月日現在の受診労働者数を記入。報告書を何回かに分けて提出する場合は、在籍労働者数と受診労働者数に差異があることがある。

【歯科健診】
労働安全衛生規則第48条関係の歯科健診を実施した場合は、その実施者・有所見者数を記入。

【事業者職氏名】
社名、代表者の職・氏名の記入と代表者印の押印。代表者の署名であれば、押印はなくても有効。